

第2弾

佐賀県中小企業生産性向上 支援補助金

最大200万円

補助率2/3

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上等を支援します。

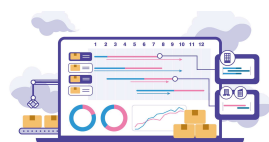
補助制度の概要

裏面に制度の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

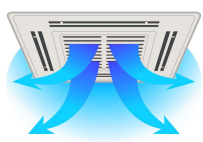
補助対象となる取組

補助対象事業	取組例
生産性向上 (高付加価値化・効率化)	<ul style="list-style-type: none">デジタル技術等を活用した業務改善の取組生産の効率化等のための取組新商品開発や販路開拓等の売上向上につながる取組

対象事業のイメージ



生産管理システム導入
による業務効率化



作業現場の暑熱対策に
よる従業員の作業効率化



多機能調理設備の導入
による新商品の開発



エコタイヤの導入による
輸送コストの削減

※本事業において消耗品費は対象外経費ですが、貨物自動車運送事業者の事業用車両(緑・黒ナンバー)に装着するエコタイヤ導入に限り対象としています。

公募期間

令和6年10月4日(金)～11月5日(火)

事業の実施期限

事業実施期間は、交付決定の日から令和7年1月15日までです。
ただし、補助対象経費は令和6年9月5日以降交付決定日前に発生した経費についても補助対象とすることができます。
※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合には、申出書の提出により、1月31日まで期限延長が認められます。

お問い合わせ先等

- ◆ (問い合わせ) 佐賀県中小企業生産性向上支援補助金事務局
〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114
☎0952-37-1688 (貸金UP支援枠)
☎0952-37-7871 (単身事業者支援枠)
(平日9時から16時30分まで。12時から13時を除く。)
- ◆ (補助金申請の支援) 佐賀型貸金UP支援チーム事務局
☎0952-97-8135 (平日9時～17時)



補助制度の概要

項目	賃金UP支援枠	単身事業者支援枠
対象者	佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。 ①農林漁業者※ ②医療福祉業者※ ③常時使用する職員がいないCSO ※（農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）	
従業員	常時使用する従業員が1名以上いる	常時使用する従業員がいない
要件	事業場内最低賃金を、令和5年10月15日から実績報告時までに5%以上引き上げ、かつ引き上げに伴う給与を支給した事業者。 ※1 引き上げ後の事業場内最低賃金は、佐賀県の地域別最低賃金（956円）を満たしていること。 ※2 いずれの時点においても、最低賃金を下回っていないこと。 令和6年10月17日：956円 また、特定（産業別）の最低賃金が更新された場合も同様とする。 ※3 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。 ※4 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。 ※5 過去の賃金UP支援事業、佐賀県中小企業生産性向上支援事業で採択された事業者は、その際に報告している引上げ後事業内最低賃金額から5%以上引き上げること。	以下のいずれかに該当する者。 ①令和5年10月～令和6年9月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較し10%以上減少していること ②令和5年10月～令和6年9月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※6が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること ※6 粗利益額とは、売上高から次のものを減じた金額をいう。 ①製造業にあつては製造原価 ②卸売業及び小売業などその他の業種にあつては売上原価 ★令和5年8月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする。
補助金額	補助対象経費（税別）× 補助率（千円未満切り捨て）	
補助率	3分の2以内。 ただし、伝統的地場産品製造事業者等については、4分の3以内。	
補助金の上下限額	①小規模事業者（個人） 1事業場に付き15万円～60万円 ②小規模事業者（法人） 1事業場に付き30万円～120万円 ③中小事業者 1事業場に付き50万円～200万円	①個人 15万円～60万円 ②法人 30万円～120万円

※上記は概要となりますので、詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。